

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-05-29

なし

---

(発行年 / Year)

1910

第一七六号

土地建物貸借、敷金の関する慣例

取調之概況并上申

本年七月一日附丙第二八号ワ以内務省は  
官ヨリ土地建物貸借ノ敷金ニ関スル慣例  
取調書ヤ方 移轉有之ニ依リ管内ニ付  
事宜ソ調査スルニ敷金ノ契約上地方 部落  
ニ依リ一區ニ一ナリナルガキモ左記問題事項ニ對  
シ答ハキノ通ニ有之候尤モ敷金ノ慣例ハ  
一般ニ廣ル、例ニアラスルモ律カニ地方ニ依リ  
行ハル、例ニ有之候 深以該及上申候也  
明治廿六年八月廿日

山形縣知事長谷部辰雄

内務省

内務大臣伯爵井上馨殿

問題

一不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ル  
ノ慣例アリヤ

否

不動産ノ貸借ニ借主ヨリ貸主ニ敷金ヲ入ル  
ノ例ハ普通一般ニ行ハレサルモ稀ニ敷金ヲ入  
ルノ慣例アリ

一敷金ノ家屋貸借ノ場合ニ限ルモノナルヤ并  
地邊築地等ノ貸借ニ敷金ヲ入ルノ慣例  
アリヤ

否

山形

敷金ノ重キニ家底並ニ津<sub>二</sub>筆地ノ貸借ノ  
始末ニ行ハルモノト又稀ニ<sub>一</sub>耕地ノ貸借ニ  
敷金ヲ入ルノ例アリモ一般ニ行ハレズ  
一敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拂フノ慣例アリヤ

一敷金ノ預リ主ハ其利子ヲ拂ハサル善面ノ例  
トスルモ稀ニハ利子ヲ拂フノ約ヲ為スモノアリ  
一敷金ヲ入ル目的如何

借貸不拂ノ補償ニ充ツル目的トス又借主ニ  
於テハ契約年限ノ安全ト借料減少ノ目的  
ニ依リ行ハレモノ也

一貸主ハ敷金若クハ其利子ヲ以テ借賃ノ不

内務省

拂其他損失ノ補償等ニ當ルコトヲ得ルヤ

否

敷金若クハ其利子ヲ以テ借賃ノ不拂其他  
ノ損失ノ補償ニ充ツルコトハ通例ナラズ

一貸借満期ニ至リ借主未タ其義務ノ履行  
済リテハサレバ貸主ハ敷金ヲ返還スル可

例ナレヤ

否

借主其義務ノ履行済リテハサレバ満期ニ至ルモ  
敷金ヲ返還スルコトナシ